

空家の活用・改善等で利用できる各種支援制度等の一覧

横浜市には空家の活用・改善等で利用できる支援制度等があります。

適用条件や補助金額等の制度の詳細は、その他要件がある場合があるため（※1）、各申請先までお問い合わせください。

＜活用＞

内容	事業名	概 要※1	窓口
空家活用のマッチング	空家活用のマッチング制度（空家等の所有者向け）	空家・空地の所有者と、地域活動の拠点等を探している団体や事業者との対話の場の設定をします。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/akiyamatching.html	空家の総合案内窓口 (住まいるイン) TEL045-451-7762
	空家活用のマッチング制度（活動団体等向け）		横浜市市民協働推進センター TEL045-671-4732
専門家の派遣	空家活用の専門相談員派遣事業	本市と空家等対策の協定を締結した専門家団体と連携し、専門的な知識を持った相談員を無料で派遣します。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/akiyahaken.html	
空家の改修	空家の改修等補助金（地域貢献型）	「地域活性化に貢献する施設」の設置促進を目的として、空家の改修費用等（内外装等の改修工事費、耐震改修工事）を補助します。 <補助上限額> 内外装改修工事：100万円（対象経費の1/2） 耐震改修工事：150万円（対象経費の1/2） https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/akiyatiikoken.html	建築局住宅政策課 TEL045-671-4121
	空家の改修等補助金（地域貢献[簡易改修]型）	「地域活性化に貢献する施設（子育て支援施設、高齢者支援施設、コワーキングスペース等）」の設置促進を目的として、空家の改修費用等（内外装等の改修工事費、耐震シェルター設置工事及び外構工事費、DIYによる改修の際の建築材料費）を補助します。 補助上限額：100万円（対象経費の1/2） https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/kanikaisyu.html	
空家を活用した省エネ改修住宅への住替え・定住	脱炭素リノベ住宅推進補助	全世帯に対し、既存住宅を断熱等性能等級6又は7の省エネ性能および再エネ設備を備えた住宅へ改修し、住替え・定住する費用を補助します。 ・子育て世代の住替えは最大補助額 150万円 ・その他の定住は最大補助額 120万円 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/shoene/event/r7daturansorinbehojo.html	建築局住宅政策課 TEL045-671-2922
防火性能の高い開口部への改修	建築物開口部不燃化等改修事業補助※2	開口部を防火及び断熱性能の要件を満たすものに改修する際に、工事費の一部を補助します。 補助上限額： 100万円 補助率：重点対策地域 3/4 上記以外の補助対象地区 2/3 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kanryo/toshiseibi/bosai/hojoshinsei/kaikoubu.html	都市整備局 防災まちづくり推進課 TEL045-671-3595

※2 地震火災対策における重点対策地域（神奈川区、西区、中区、南区、磯子区のそれぞれ一部地域）および対策地域の一部（鶴見区、神奈川区、南区、磯子区、金沢区のそれぞれ一部地域）内の建築物に限る。

<売却>

内容	事業名	概要※1	申請先
相続空家の売却	空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除(税控除)	<p>相続した空家(敷地を含む)又は解体後の敷地をおおむね3年以内に譲渡した場合等、税務署への申告により、譲渡所得から最大3,000万円の特別控除を受けられる可能性があります。</p> <p>相続直前まで当該家屋に被相続人が一人で居住していたこと、令和9年12月31日までに譲渡すること等の要件があります。</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/zeikoujo.html</p>	建築局住宅政策課 TEL 045-671-4121

<解体・改善>

内容	事業名	概要※1	申請先
建築物の解体	住宅除却補助事業	<p>耐震性が不足する木造住宅等の解体工事費用を補助します。※その他条件があります。(長屋、共同住宅の空家については、倒壊のおそれがある空家と判定されたものを除き補助対象外。)</p> <p>補助上限額：</p> <p>(1) 昭和56年5月末以前に着工された建物 世帯区分を問わず、50万円</p> <p>(2) 昭和56年6月以降、平成12年5月末以前に着工された建物 課税世帯： 20万円 非課税世帯：40万円 (床面積、見積金額による補助額設定あり)</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/taishin/hojokinshiseido/mokutai/jyuutakuyokyaku.html</p>	建築局建築防災課 耐震事業担当 TEL 045-671-2943
	建築物不燃化推進事業※3	<p>昭和56年5月末以前に着工された建築物などの老朽建築物に対して、解体工事に要する費用を補助します。</p> <p>補助上限額：150万円 (床面積、見積金額による補助額設定あり)</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hojoshinsei/hojo.html</p>	都市整備局 防災まちづくり推進課 TEL 045-671-3595
建替えが困難な敷地の改善	隣地統合事業補助※3	<p>建替えが困難な狭小敷地や、道路に接していない敷地(未接道敷地)を改善するため、隣地と統合し一体利用する場合に、測量や登記費用、土地代金等の一部を補助します。</p> <p>補助上限額：重点対策地域 100万円 対策地域のうち、防災まちづくり計画のある地区 50万円</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hojoshinsei/rinchitogo.html</p>	都市整備局 防災まちづくり推進課 TEL 045-671-3595

※3 地震火災対策における重点対策地域(神奈川区、西区、中区、南区、磯子区のそれぞれ一部地域)および対策地域の一部(鶴見区、神奈川区、南区、磯子区、金沢区のそれぞれ一部地域)内の建築物に限る。

■「横浜市版 すまいの終活ナビ」のご案内

空家等の解体をご検討中の方が無料で利用できる「横浜市版 すまいの終活ナビ※」をご案内しています。「解体費用」と解体後の「土地の売却価格」の概算額を、Web上で手軽に把握することができます。

※「横浜市版 すまいの終活ナビ」は、横浜市と株式会社クラッソーネが協定を締結し、市内に空家等を所有している方へ無償提供しています。(協定に関するお問い合わせ先 建築局建築指導課 TEL 045-671-4539)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/aisatei.html>

<空家の跡地活用>

内容	事業名	概要※1	申請先
空家・空地の活用	身近なまちの防災施設整備事業 (防災広場整備) ※4	<p>老朽建築物を解体し、空地を地域コミュニティの場、かつ、まちの防災性を高める空間(防災広場)として整備する自治会町内会等に対し、解体工事費と広場整備費を補助します。</p> <p>補助上限額：</p> <p>(1) 地震火災対策における重点対策地域及び対策地域※4 解体工事費 300万円(建物所有者) 広場整備費 150万円(自治会町内会等)</p> <p>(2) (1)以外の地域 広場整備費 75万円(自治会町内会等)</p> <p>また、防災広場の土地所有者は、土地を10年間無償で市に貸付することで、固定資産税が非課税となります。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hojoshinsei/mijika/midika.html</p>	<p>都市整備局 防災まちづくり推進課 TEL045-671-3595</p>

※4 鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区のそれぞれ一部地域